

石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金 交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県の優れた伝統工芸技術の維持、保存を行い、もって、伝統産業の振興に資するため、伝統産業次世代技術継承者の育成を図ることを目的として、予算の範囲内において伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象者は、経済産業大臣指定の伝統的工芸品（工芸材料を含む。以下「国指定伝統的工芸品」という。）の製造（準備工程の分野に限る。）に従事している者、又は石川県伝統工芸品指定要綱第4条第1項の規定に基づく指定を受けた伝統工芸品（以下「石川県指定伝統工芸品」という。）並びに稀少伝統工芸品（国指定並びに県指定以外の伝統工芸品）の製造に従事している者であって、次の条件に該当する者とする。

- (1) 製造従事期間が3年以上5年未満の者
- (2) 年齢が50歳未満の者、及び年齢が50歳以上であっても後継者が著しく不足している国指定伝統的工芸品（準備工程の分野に限る）又は石川県指定伝統工芸品並びに稀少伝統工芸品の製造に従事している者

(助成金)

第3条 助成金の交付については、次のとおりとする。

- (1) 交付する金額 15万円/年・人
- (2) 交付の期間 2カ年

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金交付申請書（別記様式第1）に知事が必要と認める書類を添付し、知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、助成金の交付の可否を決定し、石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金交付決定通知書（別記様式第6）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第6条 知事は、助成金の交付決定又は助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付の決定を受け又は助成金の交付を

受けたとき。

(2) 伝統工芸技術の修得の見込みがないと判断したとき。

(3) その他知事が助成金の交付をすることが不適当と判断したとき。

(届出)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、病気、事故等により、伝統工芸技術の修得の継続が困難となったときは、その旨を速やかに知事に届けなければならない。

(報告)

第8条 知事は、助成金の交付の決定を受けている者から、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、実績報告書(別記様式第7)を知事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を審査の上、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金確定通知書(別記様式第8)により当該助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金交付請求書(別記様式第9)により助成金の交付を請求するものとする。

(石川県伝統産業次世代技術継承者認定証の交付)

第12条 知事は、助成金の額を確定した者に対して、石川県伝統産業次世代技術継承者認定証を交付する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度石川県伝統工芸専門技術者奨励金を新規の区分で交付の決定を受けた場合にあつては、令和5年度石川県伝統産業次世代技術継承者育成支援事業費助成金においては、令和5年度に限り交付対象として認めるものとする。